

## 特総研における免許法認定通信教育事業について

齊藤由美子・定岡孝治・若林上総・北川貴章・小林倫代  
(研修事業部・資質向上支援担当)

**要旨：**平成27年12月の中教審答申等において、特別支援学校教員の資質向上を図るために、平成32年度までにおおむね全ての特別支援学校教員が免許状を所持することを旨とし、国が必要な支援を行うことが示された。この政策動向を受けて、本研究所では、免許状保有率が低い視覚障害・聴覚障害の教育領域について、インターネットを利用した免許法認定通信教育を開講した。その結果、全国の特別支援教育に携わる教員が、地理的・時間的な制約を受けず、本研究所が提供する映像講義を無料で受講し、免許状取得に必要な単位を修得することができることとなった。平成28年10月に開講した視覚障害領域の「教育課程及び指導法に関する科目」について、日本全国から352人が受講し、2月の単位認定試験に合格した受講者が1単位を修得した。今後、本事業の開講科目を増やし、特別支援学校教諭免許状保有率の向上に寄与することを目指す。

**見出し語：**免許法認定通信教育，特別支援学校教諭免許状，インターネット，映像講義

### I. はじめに

文部科学省が平成28年8月に公表した「平成27年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭等免許状保有状況等調査の結果の概要」によると、平成27年5月1日現在の免許状保有者は74.3%にとどまっている。特に、視覚障害は57.3%、聴覚障害は49.9%と、他の障害種と比較して免許状保有率の低さが際立っている。特別支援教育に携わる教員の免許状保有率については、平成27年12月の中央教育審議会での「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について（答申）」において取り上げられている。この答申の中で「平成32年度までの間におおむねすべての特別支援学校の教員が（特別支援学校教諭）免許状を所有することを目指し、国が必要な支援を行うことが適当である」「小中学校の特別支援学級担任の所持率も現状の二倍程度を目標として、特別支援学校教諭免許状の取得を進めることが期待される」と示された。

以上のような政策動向を受けて、本研究所では、免許状保有率が特に低い視覚障害・聴覚障害の教育領域について、インターネットを利用した免許法認定通信教育事業を実施することにした。

### II. 免許法認定通信教育の概要

まず本研究所における免許法認定通信教育の概要について説明する。図1に本事業の概要を図示した。

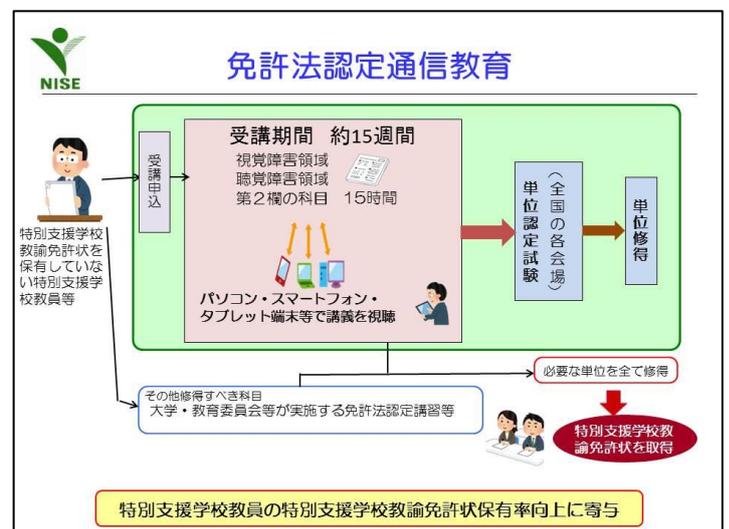


図1 本研究所の免許法認定通信教育

#### 1. 免許法認定通信教育とは

免許法認定通信教育とは、一定の教員免許状を所有する現職教員が、上位の免許状や他の種類の免許状を取得しようとする場合に、必要な単位を修得するために通信教育の形態で開設される講習である。

これまで地理的・時間的な制約等から免許状取得に必要な認定講習を受講できなかった全国の特別支援教育に携わる教員が、いつでも、どこでも、本研究所が提供する映像講義を無料で受講し、免許状取得に必要な単位を修得することができることとなる。本研究所では、免許状保有率が特に低い、視覚障害教育領域及び聴覚障害教育領域について、インターネットによる免許法認定通信教育を開設した。受講料は無料である。

## 2. 受講対象

受講できるのは、特別支援教育に携わる教員を主とする、幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の現職教員としている。特に、特別支援学校（視覚障害・聴覚障害）及び、小学校又は中学校の弱視特別支援学級・難聴特別支援学級に勤務し、当該領域の特別支援学校教諭免許状を保有していない教員については、優先的な受講対象としている。また、都道府県の教育委員会から推薦のある者については確実に受講ができる仕組みにして、都道府県の教員免許取得の計画を支援している。さらに、病気・負傷や障害等のために受講及び試験場の配慮を希望する受講者に対しては、受講者からの申請に基づき、合理的配慮を検討し実施している。

## 3. 免許の取得

本研究所の免許法認定通信教育により、特別支援学校教諭の一種又は二種免許状の取得に必要な単位の一部（視覚障害教育領域・聴覚障害教育領域の第二欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」及び「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目」）を修得することができる。ただし、教員免許状は、都道府県の教育委員会が授与するものであり、各都道府県の教育委員会規則で取得に必要な単位を定めているため、本研究所の通信教育で修得できる単位で取得しようとする免許状の必要単位が満たされるか否か等については、所轄の都道府県教育委員会に確認する必要がある。

## Ⅲ. 平成28年度の実施内容及び受講の仕組み

平成28年度に実施した免許法認定通信教育の内容、及び受講の仕組みについて紹介する。

### 1. 実施内容

平成28年度は、視覚障害教育領域の第二欄「特別支援教育領域に関する科目」のうち「心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目」（1単位）を開講し、全国の352人が受講した。講習期間は平成28年10月1日から平成29年1月16日までであった。本科目の具体的な映像講義15コマの構成について表1に示す。

表1 「視覚障害児の教育課程及び指導法」15コマの構成

番号	映像講義名称
①	視覚障害の基礎知識
②	視覚障害のある子供の教育の場と教育課程の編成
③	発達段階に応じた指導Ⅰ（乳幼児期・幼稚部）
④	発達段階に応じた指導Ⅱ（小学部・中学部・高等部普通科・専攻科）
⑤	各教科の指導Ⅰ（国語・算数・数学）
⑥	各教科の指導Ⅱ（社会・理科・英語）
⑦	各教科の指導Ⅲ（図画工作/美術及び家庭/技術・家庭）
⑧	各教科の指導Ⅳ（音楽・体育/保健体育）
⑨	重複障害教育Ⅰ（概論）
⑩	重複障害教育Ⅱ（実践編）
⑪	自立活動Ⅰ（実態把握・検査法等）
⑫	自立活動Ⅱ（盲児童生徒：点字の初期指導・歩行指導）
⑬	自立活動Ⅲ（弱視児童生徒：文字指導・視覚補助具の活用）
⑭	自立活動Ⅳ（情報機器等の活用）
⑮	キャリア教育と職業教育

## 2. 学習の進め方

受講者は各自のパソコンやタブレット端末により、1科目の映像講義15コマを、順に視聴していく。映像講義は、講習期間中に1週間1コマの視聴計画となるよう作成されている。学習の進め方としては、「毎週1つの映像講義を視聴して、その前後で事前・事後学習を行う」、「週末等を利用するなど、一定期間に集中して視聴し、事前・事後学習も集中して行う」等、各自が自身の都合に合わせて、計画的に学習を進めることとなる。基本的な学習の進め方のイメージについては、図2を参照いただきたい。

各映像講義に共通の事前学習教材として「特別支援教育の基礎・基本 新訂版」（著作・国立特別支援教育総合研究所、出版・ジアース教育新社）を推奨しており、事後学習については、各映像講義の中で指示されている。また、すべての講義スライドと講義内容は印刷教材として提供されており、手元で講義の内容を確認しながら受講することができる。

各映像講義の最後には、講義内容に関する理解度チェックテストを行うことになっている。この理解度チェックテストは、6割の合格点に達するまで何度でも受けることができる。

さらに、映像講義の視聴を進めていく中で生じた疑問等を解消するため、担当講師への質問をメールで受け付けている。

## 3. 映像講義について

インターネットで配信される映像講義は、図3のように構成されている。画面の左側には講師の映像が動画で示され、画面の中央には講義中のスライドが映し出される。また、画面の右側には講師が話していることばが示されるので、講義内容を読んで理解することも可能である。映像やテキストについては、拡大・縮小が可能で、各自で受講しやすいように、画面をカスタマイズできる。

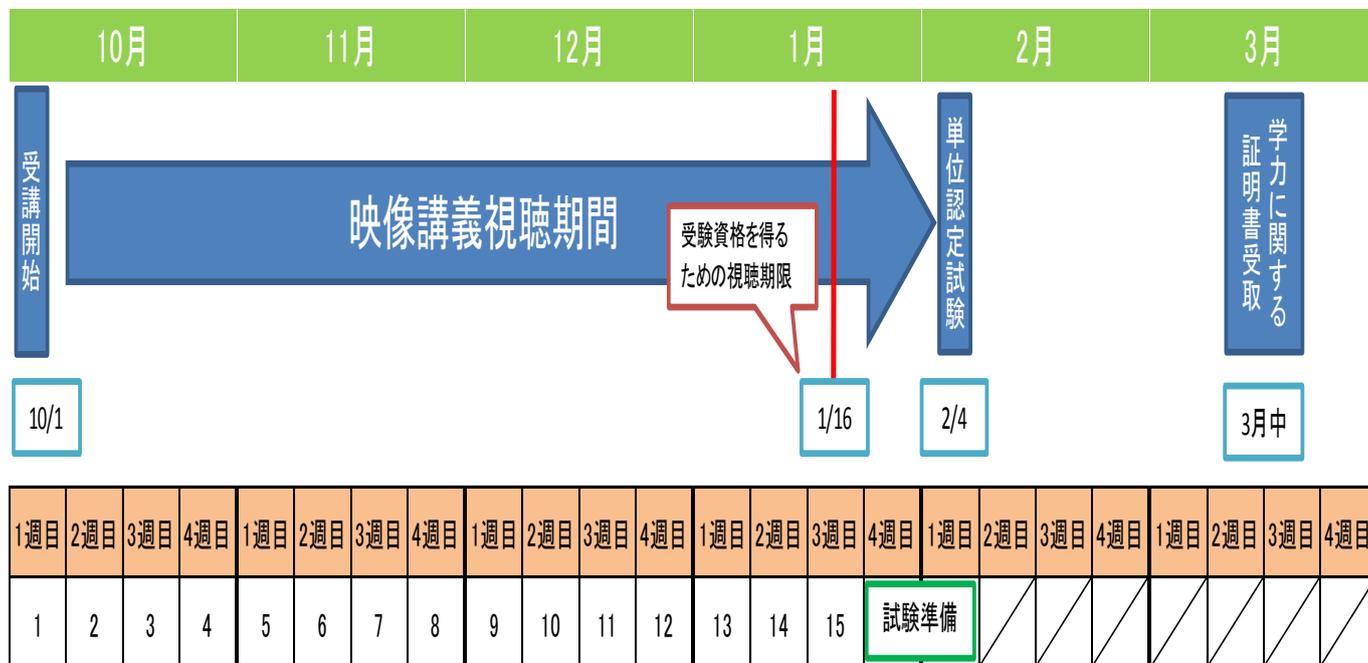


図2 基本的な学習の進め方の例



図3 映像講義のイメージ

#### 4. 単位認定試験について

全ての映像講義を視聴し、理解度チェックテストに合格することで、期末の単位認定試験の受験資格が得られることになっている。平成28年度の単位認定試験は平成29年2月4日（土）に実施された。受験資格のある受講者は、全国21カ所に設けられた試験会場（各自の職場のある都道府県、又は東京・大阪）でマークシート式の試験を受験した。合格した受講者には本科目の1単位が授与されている。

受験資格があるにもかかわらず単位認定試験当日に受験できなかった受講者、また、単位認定試験の結果が不合格となった受講者については、次回、同じ科目が開講された際に、単位認定試験のみ受験することが可能となっている。



写真1 主催者挨拶を行う央戸和成理事長

### Ⅲ. 開講記念式典の様子

本事業のスタートを記念し、平成28年10月19日（水）には、免許法認定通信教育開講記念式典を開催した。記念式典では、文部科学省初等中等教育局特別支援教育課の太田知啓課長補佐より、特別支援学校教員の専門性向上を目指す取組に関する政策動向についてご講演いただいた。また、義家弘介文部科学副大臣からのビデオメッセージが紹介され、インターネットによる免許法認定通信教育のサポーターとして、特別支援学校教員の専門性向上と免許状取得促進に向けた期待が熱く語られた。



写真2 義家弘介文部科学副大臣からのビデオメッセージ

#### IV. 今後の開講予定

平成29年度以降は、1年を前期（4月開講）と後期（10月開講）の二期に分けて開講する。スケジュールは以下の通りである。

平成29年度前期は、「視覚障害教育児の教育課程及び指導法（1単位）」に加えて、「聴覚障害児の教育課程及び指導法（1単位）」の二科目を開講する。定員は視覚障害領域、聴覚障害領域それぞれ200名、受講募集期間は平成29年1月10日（火）～3月17日（金）の10週間である。講習期間は平成29年4月10日（月）～7月21日（金）の15週間となっている。単位認定試験は平成29年8月12日（土）に実施する。

平成29年度後期については、「視覚障害児の心理、生理及び病理（1単位）」及び「聴覚障害児の教育課程及び指導法（1単位）」の二科目について開講予定である。受講募集期間は平成29年7月3日（月）～9月8日（金）の10週間である。講習期間は平成29年10月2日（月）～平成30年1月12日（金）の15週間となっている。単位認定試験は平成30年2月3日（土）に実施する。

平成29年度以降の予定を表2に示す。なお、この予定は、教育施策の動向や教育現場のニーズ等により変更する可能性もある。

#### V. おわりに

以上、平成28年度から実施している本研究所の免許法認定通信教育事業の概要とその実際について概観した。本事業を進めていく中で、いくつかの課題も明らかになった。これらについては、次回開講に向けて可能な限り改善を図っている。

例えば、各映像講義の最後に実施する理解度チェックテストとその解説については、現在のシステムでは読み上げ機能がなく、視覚障害等のある受講者のアクセシビリティに課題があった。次回開講時には、解説に音声をつけることとした。また、平成28年度には一部の受講者について「試験会場が自宅から遠い」という理由から、単位認定試験の受験を取りやめたケースがあった。これを受けて、次回の単位認

表2 平成29年度以降の開講科目（予定）

開講期間		開講科目	
		視覚障害教育領域	聴覚障害教育領域
平成 29年度	前期	教育課程及び指導法	教育課程及び指導法
	後期	心理、生理及び病理	教育課程及び指導法
平成 30年度	前期	心理、生理及び病理	心理、生理及び病理
	後期	教育課程及び指導法	教育課程及び指導法
平成 31年度	前期	教育課程及び指導法	教育課程及び指導法
	後期	心理、生理及び病理	心理、生理及び病理
平成 32年度	前期	心理、生理及び病理	心理、生理及び病理
	後期	教育課程及び指導法	教育課程及び指導法

注：前期は4月開講，後期は10月開講

定試験では、試験会場を増やす予定である。また、平成28年度には障害等のある受講者への配慮については個別の相談と対応を行ったが、平成29年度からは「障害等のある受講者への配慮に関するガイドライン」に基づいた「障害等のある受講者への配慮案内」を受講者に示し、受講上・受験上の配慮の内容とその決定の手続きを明確にした。

上記を含め、本事業の1年目を終えて明らかになった様々な課題については、ユーザーの目線で検討し、可能な限り改善を図りたい。そして、地理的・時間的な制約等の少ないインターネットを利用する本研究所における免許法認定通信教育事業が、特別支援学校教諭免許状保有率の向上、さらには、これからの学校教育を担う教員の資質の向上に寄与することを目指す。

本研究所の免許法認定通信教育の詳細情報については、本研究所のウェブページの「免許法認定通信教育情報総合サイト」に掲載されているので、ご覧いただきたい。

### 引用文献

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課（2016）.  
平成27年度特別支援学校教員の特別支援学校教諭  
等免許状保有状況等調査結果の概要.

### 参考文献

国立特別支援教育総合研究所免許法認定通信教育情  
報総合サイト. <http://forum.nise.go.jp/tsushin/>（ア  
クセス日，2016-12-01）